

# 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービス重要事項説明書

（平成28年7月1日改正）

社会福祉法人 友愛会

## 1. 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービス相談

担当者：入退所や生活全般に関する相談は〔生活相談員〕が対応します。

要支援又は介護に関する相談は〔介護主任又は担当介護職員〕が対応します。

健康や病気に関する相談は〔看護職員〕が対応し、嘱託医の指示を受けます。

機能訓練に関する相談は〔機能訓練指導員〕が対応し、嘱託医の指示を受けます。

受付時間：月～金曜日の午前9時～午後5時（土・日曜日祝祭日年末年始は除く）

## 2. サービスの概要

名称：楊梅苑ショートステイサービスセンター Tel 0770-77-1011

所在地：福井県大飯郡おおい町野尻第28号37番地 〒919-2114

指定番号：短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）

【福井県1872300031】

施設：サービスに関わる主な共用施設・設備は次のとおりです。

定員	-----	10名	一般浴（浴室）	-----	1ヶ所
2人部屋	-----	5室	相談室	-----	1ヶ所
医務室	-----	1ヶ所	介護室	-----	1ヶ所
食堂	-----	2ヶ所	静養室	-----	1ヶ所
休養室	-----	1ヶ所	トイレ	-----	男女各3か所
機能訓練室	-----	1ヶ所	非常口	-----	8ヶ所
特殊浴槽（浴室）	-----	2基	中庭	-----	1ヶ所

職員体制：サービスに従事する職種・職員数・業務は次のとおりです。

嘱託医 ----- 1名（非常勤1名）医学的管理（楊梅苑と兼務）

生活相談員 ----- 常勤換算1名以上（常勤1名以上）生活全般（楊梅苑と兼務）

介護職員 ----- 常勤換算3名以上（常勤1名以上）介護全般（楊梅苑と兼務）

看護職員 ----- 常勤換算1名以上（常勤1名以上）健康全般（楊梅苑と兼務）

機能訓練指導員 ----- 1名 機能訓練全般（楊梅苑と兼務）

管理栄養士 ----- 1名 給食管理（楊梅苑と兼務）

給食は、株式会社メフォスに業務委託しています。

勤務体制：利用者と介護及び看護職員の比率は3：1の配置となっています。

夜間時は、2交替制で介護職員が3名配置となっています。

通常の時間帯 9：00～18：00

早出の時間帯 7：30～16：30 (介護職員)

遅出の時間帯 10：00～19：00 (介護職員)

夜勤の時間帯 16：15～ 9：15 (介護職員)

協力病院：独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院と三宅歯科医院となります。

3. 提供サービスは、「契約書別紙」に明記したとおりです。

4. 通常の送迎の実施地域は、小浜市、高浜町、おおい町、若狭町の区域です。

5. サービスの負担金及び利用者料金

利用者負担割合が1割の場合

基本料金：〔要支援1〕	-----	1日あたりの自己負担額〔	438円〕
〔要支援2〕	-----	1日あたりの自己負担額〔	539円〕
〔要介護1〕	-----	1日あたりの自己負担額〔	599円〕
〔要介護2〕	-----	1日あたりの自己負担額〔	666円〕
〔要介護3〕	-----	1日あたりの自己負担額〔	734円〕
〔要介護4〕	-----	1日あたりの自己負担額〔	801円〕
〔要介護5〕	-----	1日あたりの自己負担額〔	866円〕

サービス提供体制強化加算Ⅱとして1日あたり〔6円〕、機能訓練指導体制加算として1日あたり〔12円〕の加算となります。

送迎を希望される利用者の方は、1回（通常の送迎の実施地域内）〔184円〕の加算となります。

利用者負担割合が2割の方は、倍の金額になります。

介護職員処遇改善加算として利用者負担額の5.9%を加えさせていただきます。

滞在費：個室及び2人部屋とも光熱水費として、1日あたり〔450円〕、室料相当分として1日あたり〔480円〕となります。

食費：食材料費及び調理費用として、朝食〔220円〕昼食〔730円〕夕食〔650円〕となります。

(減免措置) 生計困窮な方などに自己負担額の限度額が設けられ、負担軽減制度などの措置が講じられています。

送迎費：実施地域外から1km当たり50円です。

利用料金：利用者及びその家族の方の希望により、理美容代として、〔実費〕を頂きます。また、利用者が個別に希望する特別な行事（旅行や外出等）の利用者本人の費用（旅費や入場料等）、及び日常生活において事業所で通常提供する以外の特別な日用品（特別な石鹸やシャンプー等）の費用として、〔実費〕を頂きます。

支払方法：退所時に一括払いとします。

## 6. 入所及び退所の手続き

- 入所手続き：(1) 担当居宅支援事業所等で、居宅サービス計画に盛り込まれるか、ご自分で、居宅サービス計画を作成される方は、電話か直接施設に来て、〔生活相談員〕と話し合いの上、事前調査を経て利用開始となります。
- (2) 定員に満たない時（空床時）に要支援又は要介護認定を受けた方が入所できます。
- (3) 入所の際に《短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービス契約書》を取り交わすこととなります。
- (4) 他の介護保険施設から転移される時、居宅サービス計画作成中の時は、事前に知らせていただくこととなります。
- (5) 感染症等の診断書（施設が定めた様式）が必要です。
- (6) 入所受入れは、月～金曜日の午前9時～午後5時（土・日曜日・祝祭日・年末年始は除く）です。

- 退所手続：(1) 契約期間が切れた時は、退所となります。
- (2) 入院した時は、退所となります。
- (3) 職員や他の利用者に対して背信行為を行った時は、退所となります。
- (4) 死亡した時は、退所となります。
- (5) 退所日等は、月～金曜日の午前9時～午後5時（土・日曜日・祝祭日・年末年始は除く）です。

## 7. 入所時や入所中に守っていただきたい事項

準備物：入所前に確認の上、日常生活に必要な、次のものを準備していただきます。

- (1) 本人が使い慣れている、車椅子・歩行器・老人車・杖・補聴器など。
- (2) 衣類・肌着類は、施設用の整理ダンスや収納棚（45×55×40）に収められる分とします。
- (3) 普段着・寝間着類は、2枚程度。タオル・バスタオルは3枚程度。
- (4) 日常使用する義歯や自助具など。尚、義歯洗浄は施設用となります。

- 私物：(1) 私物で、不用不急のものは持ち込まないようにねがいます。
- (2) 私物の衣類やタオル類は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫い付けるか、油性の黒マジックで氏名を書くようにねがいます。

- 面会：(1) 面会時間は、緊急以外は午前9時から午後8時までとなっています。
- (2) 面会の方は、玄関の事務所の備え付けの『面会簿』に所定事項を書いてから、職員に申し出て面会していただきます。
- (3) 面会時の、利用者への食べ物や飲み物の差し入れですが、身体の状態によっ

て飲み込みが悪く、咽頭につまる方もいれば、胃腸が弱くて消化不良を起こす方もおられます。食べ物や飲み物を持ち込まれる際には、必ず介護職員又は看護職員にご相談してください。

外出：(1) 外出を希望される利用者の家族は、事務所に備え付けの『外出届』に所定事項を書いてから、生活相談員等に申し出てください。

遵守事項：(1) 施設の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従ってください。  
(2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないでください。  
(3) 衛生、風紀、管理上支障のあるものは施設内に持ち込まないでください。  
(4) 火災、盗難の防止に努めてください。  
(5) 高額な身の回り品等を原則として施設内に持ち込まないでください。  
(6) 建物や設備を故意に破損しないでください。  
(7) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時は、いつでも申し出てください。  
(8) サービス内容について事実と相違することを故意にいいふらさない。  
(9) その他、所長が管理上支障があると認めた事項は守ってください。

#### 8. サービス提供上必要な対応方法

事故発生時：利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には、市町村、該当利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行います。

緊急時：支援又は介護状態の異変や容態急変の時は、家族等への連絡票によって家族に連絡するとともに、医療機関（若狭高浜病院等）との対応を図ることになるため、家族の早急な判断が必要となります。

災害対策：万が一の火災発生を想定した、通報・消火・避難の訓練を防災計画に沿って年2回行います。その際は、廊下に掲示してある『避難誘導方法・消火器・苑内消火栓配置図』を閲覧し、防火管理者の指示に従っていただきます。

苦情処理：サービス内容において苦情・相談・意見があれば承ります。

当施設は、〔苦情受付窓口 事務所〕となります。

受付担当者 武永辰江 土井円 倉谷和美 池上卓児

福祉サービス全般については、

〔福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会窓口

電話番号 0776-24-2399〕となります。

介護保険サービスについては、

〔おおい町介護保険担当課 電話番号 0770-77-1111

及び 対象保険者の市町村介護保険担当課]

[福井県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口

電話番号 0776-57-1614] となります。

以上、短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービスの利用にあたり、利用者及び身元引受人に対して契約書別紙、本書に基づいて重要な事項を説明しましたので、署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

[事業者]

住 所 福井県大飯郡おおい町野尻第28号37番地

施設名 楊梅苑ショートステイサービスセンター

施設長 谷口 新市 印

説明者

職種

氏名 印

以上、契約書及び契約書別紙、本書面により、事業者から短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の利用についての重要な事項の説明を受けましたので、署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

[利用者]

住 所

氏 名 印

[身元引受人]

住 所

氏 名 印